

諮問番号：諮問第152号－5外2件

答申番号：答申第152号－5外2件

答申書

第1 審査会の結論

北九州市八幡東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおり。

(1) 本件処分は、憲法第25条第1項及び第2項並びに法第3条に違反する違憲、違法な処分である。（答申第152号－5）保護費が減額され生活が大変である。減額により、食べるもの等にしわ寄せがきている。減額した保護費を元に戻してほしい。

（答申第152号－23）減額した保護費を元に戻してほしい。（答申第152号－28）減額により、食べるもの等にしわ寄せがきている。減額した保護費を元に戻してほしい。

(2) 生活保護は憲法第25条の生存権を保障する最後のセイフティネットである。生活保護基準の引下げは、明らかに限度を超えた引下げであり、憲法第25条第1項の生存権の保障、同条第2項の社会保障や社会福祉について国の増進向上義務を全く無視したものである。

処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、保護基準が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、憲法第99条の憲法遵守義務は地方公務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた基準が憲法に違反すれば、その基準には従うべきではない。

生活保護基準引下げが法との関係で違法になり、ひいては違憲になる場合、基準に従って保護支給額を削減することは、法や憲法第25条に違反する。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならないとされている。裁判では生活保護基準の変更の適否も争えるのであるから、審査請求でも生活保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った生活保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

- (3) 保護基準の設定は、厚生労働大臣の権限に属するものの、その裁量については、生存権や法の規定によって条件づけられた範囲に限定され、厚生労働大臣が、その範囲を逸脱したり、権限を濫用したりしたときは、保護基準の設定は違憲・違法かつ不当な処分となる。

生活扶助基準については、物価の下落局面ではこれを考慮し、物価の上昇局面では考慮しないというのは、きわめて恣意的であって、合理的なものとして正当化できるものではなく、裁量権行使の逸脱・濫用が認められる。

- (4) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該処分の通知における理由の通知が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても、当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法及び行政手続法に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

- 1 改正後の「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の違憲又は違法を本件処分の不服の理由とすることが

できるかについて

保護基準は法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、処分の根拠となった法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。したがって、改正後の保護基準の違憲又は違法を本件処分の不服の理由とすることはできない。

2 理由の付記について

本件処分の通知書には、「基準改定による」と記載されていたことが認められるところ、①生活扶助基準には、年齢、世帯人員等の別に基準額等が具体的かつ詳細に定められており、本件処分の根拠となる告示（令和2年8月27日厚生労働省告示第302号。以下「本件告示」という。）には、そのような生活扶助基準の定めをどのように変更するかが明確に定められていること、②本件処分は、そのような本件告示による生活扶助基準の改定に伴って、改定後の生活扶助基準どおりに生活扶助費を変更するものであり、行政庁に裁量の余地のあるものではないこと、③本件告示は、本件処分前である令和2年8月27日に既に官報により一般に周知されていること、④本件処分の通知書には、本件告示による改定後の生活扶助基準額が記載されていることなどからすると、前記の「基準改定による」との記載がされた通知書を受けた被保護者としては、本件処分前の通知書と本件処分の通知書を比較するなどの方法によって、本件処分の内容及び根拠を了知し得ることができる。よって、本件処分の通知書に記載された理由の程度をもって、理由の付記に欠けるところはないというべきであり、本件処分の理由の付記について、違法又は不当な点は認められない。

3 本件処分に係る保護費支給額の算定について

処分庁の行った本件処分に係る保護費の算定については、（答申第152号-5、23）令和2年4月の改定前の年金額及び年金生活者支援給付金額に基づき収入認定を行った誤りがあるが、（答申第152号-28）令和2年4月の改定前の年金額に基づき収入認定を行った誤りがあるが、処分庁は、別途、これを解消する保護変更決定処分を行っている。

これを除くほか、処分庁の行った本件処分に係る保護費の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年3月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年7月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分的前提である保護基準が法に反すると主張するが、保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見して重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものであることを前提として以下判断する。

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は当初、審査請求人世帯に係る令和2年10月分の生活保護費支給額の算定について、処分庁が令和2年4月の改定前の年金額及び年金生活者支援給付金額に基づき収入認定を行ったことによる誤りがあったが、令和2年9月28日付けの保護変更決定処分により、すでに是正されたといえる。このほか、本件処分は法令や法定受託事務の処理基準として示された国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分は法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法第14条に定める理由の提示を欠くもので、取り消されるべきであると主張している。本件処分の通知書に記載された「基準改定による」という理由は簡潔ではあるものの、保護基準の改正内容は本件処分以前に告示されており、少なくとも通知を受けた段階で処分の理由は明らかになることから、審査請求人による不服申立ての便宜を損なうものということとはできない。さらに、本件処分は、保護基準の改正に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはないものといえる。よって、本件処分は、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に規定する要件を欠いた違法又は不当

な処分であるとは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 中 島 浩